令和７年３月 21 日

各位

羽後信用金庫

当金庫に対する業務改善命令について

羽後信用金庫（理事長　藤田　直人）は、現在、国際的な要請の高まりや足元での特殊詐欺等の被害が拡大している状況の中、金融業界において最も重要な経営課題の一つとして位置付けられているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）対策に関して、管理態勢を構築していないとして、信用金庫法第 89　条第１項において準用する銀行法第 26 条第１項に基づき、東北財務局より業務改善命令を受けました。

日頃から当金庫を信頼し、ご支援ご愛顧をいただいておりますお客さまをはじめ、会員の皆さま、地域の皆さまに多大なご心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

今回の命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一同、管理態勢等の充実・強化に全力で取り組んでまいります。

１．業務改善命令の内容

(1)　「マネー･ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成 30 年２月金融庁が公表。以下、「ガイドライン」という。）で明記している対応が求められる事項のうち、対応未了となっている事項について、必要な措置を講じること。

(2)　マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢整備を早急に完了し、かつ態勢整備後においても実効性のある態勢を維持していく必要があることから、外部の知見・人材を活用することも含めて、人材配置等必要な措置を講じること。

(3)　組織横断的な態勢を構築するために設置したコンプライアンス委員会において、マネロン･テロ資金供与リスク管理態勢の実効性を確保するために必要な措置を講じること。

(4)　今回の処分を踏まえた責任の所在の明確化を図るとともに、上記(1)～(3)を確実に実行し定着を図るために、経営陣による積極的な実態把握や必要な指示等の主導的な関与をはじめとするガバナンスを抜本的に強化すること。

(5)　上記(1)に関しては可及的速やかに実行し、毎月末の実施状況を翌月１週間後までに提出すること（初回報告基準日を令和７年３月末とする）。

(6)　上記(2)～(4)に関する業務改善計画を令和７年４月 21 日（月）までに提出し、直ちに実行すること。なお、当該計画の実施完了までの間、3 か月毎の進捗及び改善状況を翌月末までに報告すること（初回報告基準日を令和７年６月末とする）。

２．当金庫の対応等について

当金庫は、上記命令を厳粛に受け止め、役職員一丸となってマネロン・テロ資金供与対策に係る態勢強化に取り組んでまいります。

(1)　マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢強化について

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の策定およびその着実な実行に向けた組織として設置したコンプライアンス委員会の機能発揮に向けた取り組みを強化し、今後、ガイドラインに沿ったリスク管理態勢の構築に可及的速やかに鋭意取り組みます。

また、常勤役員および各部長を構成員とする常務会の管理・監督の下、信用金庫業界の中央金融機関である信金中央金庫をはじめ業界団体等の協力、支援を受けつつ、人材配置等を行い、経営陣の責任の所在を明確にしたうえで、経営陣が先頭に立って業務改善計画の策定・実行に取り組んでまいります。

(2)　責任の所在の明確化について

今回の命令は、経営陣による主導的な関与がないことについて発出されたものであり、命令を踏まえた責任の所在については、業務改善計画の策定を通じて明確にしてまいります。

(3)　お客様との取引内容への影響について

現時点で、お客様の口座がマネー・ローンダリングやテロ資金に利用された事実は確認されておりません。また、今回の業務改善命令を受けたことについては、お客様との取引内容等に影響を与えるものではありません。

(4)　その他

当金庫は、これまでも地域に根ざし、地域とともに歩む経営姿勢を貫いており、経営体力面においても国内基準の４％を上回る 10%程度の自己資本比率を維持しております。

今後、マネロン・テロ資金供与対策を経営の最重要課題の一つと捉え全力で取り組んで参ります。

以　上

【本件に関するお問合せ先】

羽後信用金庫 経営管理部 TEL 0184-23-3000（受付時間：平日９時～17 時）